

「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令」の概要

平成 27 年 5 月

1. 趣旨

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づく環境影響の具体的な項目や手法の選定方法等については、全事業種に共通する基本となる考え方を定めた環境影響評価の基本的事項（平成 9 年環境庁告示第 87 号。以下「基本的事項」という。）を環境省が告示し、これを踏まえ、主務大臣が事業種ごとに事業特性等を勘案して主務省令を定めることとされている。

「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 60 号）により、法の放射性物質に係る適用除外規定が削除された。また、当該削除を踏まえ、平成 26 年 6 月 27 日に基本的事項が改正された。これらの改正内容を踏まえ、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年厚生省令第 61 号。以下「省令」という。）に、放射性物質に係る規定を追加する必要がある。

2. 主な改正の概要

（1）計画段階配慮事項等選定指針 <一部改正 省令第 4 条～第 6 条関係>

○計画段階配慮事項の検討に当たって把握する自然的社会的状況（地域特性）に関する情報として、一般環境中の放射性物質の状況を追加する。

※環境影響評価の項目等の選定に関する指針（下記（2））においても準用。

○一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量を追加する。

※環境影響評価の項目等の選定に関する指針（下記（2））においても準用。

○放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。

（2）環境影響評価項目等選定指針 <一部改正 省令第 22 条関係>

○放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。

（3）参考項目・参考手法

<一部改正 省令別表第一（第 21 条関係）及び省令別表第二（第 23 条関係）>

○別表第一の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可

能性がある影響要因※に係る項目を参考項目とする。

※放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、これらの事態が生ずる可能性があるもの（建設機械の稼働、造成等の施工等）。

○別表第二に、放射線の量に係る調査・予測の参考となる手法※を追加する。

※放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、粉じん、水の濁り、建設工事に伴う副産物の発生の特性を踏まえた手法。

2

備考

一〇中は、各欄に掲げる事業要素が、影響範囲の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度混入し、測計する場合は注意を要しに留意する。

二 この条における「影響範囲の区分」とは、次に掲げる最終処分事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

一 最終処分物の種類 一般廃棄物の最終処分又は産業廃棄物の管理則最終処分とする。

二 立地の形式 埋立立又は不固埋立とする。

ハロ工事に關する内容

(1) 地上埋立においては、埋立土を主として汚染区域の敷地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主産業施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事を行う副産物の搬出等を経由して行う。

(2) 水面上埋立においては、陸揚式を用いて、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸敷造を行う。また、主産業施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事を行う副産物の搬出等を経由し、又は、船舶を利用して行う。

ニ 工作物及び利用設備とそれによる事業要素の内容

(1) 工作物として、埋立土を主とする産業廃棄物の、地下水集排水設備、排水工、雨水集排水設備、排水水等集排水設備、農田排水設備、汚水処理槽その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理用、管理用設備、搬入設備、ごみ集積設備、防災設備その他の附属設備を有する。

(2) 埋立土を行う産業施設は、分選発生残物（フラスコチップを除く）を含む。

(3) 地上埋立においては、埋立土を主とする産業廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

(4) 水面上埋立においては、埋立土を主とする産業廃棄物を道路を經由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定不仕立を要する場合は即日覆土を行う。

三 この条において「存在不仕立」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに産業物の埋立の用に供すること及び最終処分場の維持管理に關することを含む。

- 四 この表において「幼児等」とは、幼児、はいしん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する災害をいう。
- 五 この表において「労働者災害」とは、人の健康の保護に関する観点から労働災害が定められている災害をいう。
- 六 この表において「重要な場所及び施設」、「重要な種及び群衆」及び「重要な種」とは、それぞれ学校又は病院の種族から重要であるものをいう。
- 七 この表において「注目すべき主要道路」とは、学校又は青少年の観点から重要である主要道路又は道路の等級であるもの、その他の道路に比し注目すべき主要道路をいう。
- 八 この表において「主要な道路」とは、不特定かつ多数の者が利用している主要道路を指すものをいう。
- 九 この表において「主要な道路車線」とは、主要な道路から主要道路を指す場合の車線をいう。
- 十 この表において「主要な人目録」の欄に合の活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用して、人目録の欄に合の活動の場をいう。
- 十一 この表において「危険な車」とは、危険な車等によって把握されるものをいう。

別表第二 二酸化炭素の項の次に次のように加える。

放射線の 量（粉じん等の発 生に伴う もの）	建設機械の稼働（陸上埋立）	一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 粉じん等の状況 ハ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る
	埋立・覆土用	四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地	
放射線の 量（水の濁りの発 生に伴う	機械の稼働（陸上埋立）	域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	環境影響を的確に把握できる地点
	埋立・覆土用	五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地	四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期
	機械の稼働（水面埋立）	域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
放射線の 量（水の濁りの発 生に伴う	造成等の施工（陸上埋立）	一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	護岸等の施工（水面埋立）		二 予測地域 調査地域のうち、水

放射線の 量（建設			
	造成等の施工 （陸上埋立）	四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を 踏まえて調査地域における放射線に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要 な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を 踏まえて調査地域における放射線に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要 な情報を適切かつ効果的に把握できる期間 及び時期	放射線に係る環境影 響が最大になる時期及 び事業活動が定常状態 になる時期
		一 調査すべき情報 イ 地形の状況	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射

もの）			
		を含む。） ハ 流れの状況 ニ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情 報（浮遊物質の状況については、水質汚 濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測 定の方法による情報）の収集並びに当該情 報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を 踏まえて放射線に係る環境影響を受けるお それがある地域	域の特性及び水の濁り の変化の特性を踏まえ て放射線に係る環境影 響を受けるおそれがあ る地域 三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ る放射線に係る環境影 響を的確に把握できる 地点 四 予測対象時期等

工事に伴 う副産物 に係るもの	護岸等の施工 (水面埋立)	ロ 土地利用の状況 ハ 廃棄物については、その種類ごとの再 資源化施設、中間処理施設及び最終処分 場における処分の状況 ニ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 二 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号 ハ及びニの情報を適切に把握するために必 要な地域	性物質を含む副産物の 種類ごとの発生及び処 分の状況の把握 二 予測地域 対象最終処分場事業 実施区域及び前号にお ける把握を適切に行う ために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間
-----------------------	------------------	---	---

別表第二の備考に次のように加える。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によつて把握されるものをいう。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。